

論点II(2)

託送供給約款認可申請に係る審査について

出典:経済産業省

- 今年7月末にガス会社から提出された認可申請が、関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているか審査を行うにあたり、8月に電力・ガス取引監視等委員会に意見を聴取したところ。
- 電力・ガス取引監視等委員会における審議の結果を踏まえた回答があったことを受け、経済産業省として査定方針を策定した。

各社が申請した託送料金原価(3年平均)

(注意:今年とは平成28年のこと)

(億円)

	東京ガス(東京地区等)			東京ガス(群馬地区他)			東京ガス(四街道12A地区)			東部ガス			大阪ガス			東部ガス (秋田支社地区)			東部ガス (福島・茨城・茨城南支社地区)			西部ガス		
	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前回改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)
比較査定対象ネットワーク費用	937	1,057	121	5	9	4	1.0	1.3	0.3	272	278	6	983	912	▲71	6	7	1	15	13	▲2	149	118	▲31
需給調整費	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	17	17	-	0.5	0.5	-	-	-	-	9	9
修繕費	291	321	30	4	3	▲1	1	0.4	▲1	89	77	▲13	269	256	▲13	0.5	0.4	▲0.1	1.3	1.2	▲0.1	18	17	▲1
租税課金	264	267	2	2.1	2.3	0.2	0.4	0.5	0.2	58	55	▲3	161	156	▲5	1.7	1.4	▲0.3	4	3	▲1	25	18	▲6
固定資産除却費	170	186	16	1.8	2.5	0.6	0.4	0.3	▲0.2	39	30	▲9	72	82	9	0.6	0.6	▲0.1	2	3	1	11	5	▲6
減価償却費	915	919	4	20	21	1	4	3	▲1	262	252	▲10	434	399	▲36	11	11	▲0.2	28	21	▲6	74	78	5
バイオガス調達費	-	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
需要調査・開拓費	-	68	68	-	1	1	-	0.1	0.1	-	20	20	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	34	34	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-	10	10	-	-	-
営業外費用	26	28	2	0.7	0.2	▲0.4	-	0.01	0.01	0.5	0.4	▲0.2	0.8	0.8	0.1	-	-	-	-	-	-	0.6	0.1	▲0.4
法人税等	63	60	▲3	1.2	1.3	0.1	0.02	0.1	0.1	12	13	1	52	59	7	0.09	0.12	0.03	0.1	0.3	0.2	8	8	▲0.1
事業報酬(レートベース、 事業報酬率)	142	139	▲3	2.7	3.1	0.4	0.5	0.3	▲0.2	40	37	▲3	70	68	▲2	2	2	▲1	5	3	▲2	19	17	▲3
控除項目(営業雑益、雑 収入、事業支戻金)	▲46	▲115	▲70	▲3.8	▲4.1	▲0.3	▲2	▲0.1	2	▲15	▲23	▲8	▲23	▲33	▲10	▲0.1	▲0.1	0.04	▲0.1	▲0.3	▲0.1	▲3	▲6	▲2
NW総原価	2,761	2,959	198	34	73	39	5	6	0.3	758	745	▲13	2,018	1,961	▲57	22	23	0.1	55	55	▲0.5	300	265	▲35

論点II(2)

託送供給約款認可申請に係る査定方針について

出典:経済産業省

査定方針 (ポイント)

※金額は、各社それぞれの申請額（3年平均）及び電力・ガス取引監視等委員会の査定による原価カット額（または反映額）を記載（一部を除いて、億円単位未満は四捨五入）
※東京ガス、東邦ガスについては、各地区の合計金額を記載

前提計画（需要想定） [東京：137億 m^3 に4.22億 m^3 、東邦：38億 m^3 に0.25億 m^3 、大阪：88億 m^3 に0.01億 m^3 、西部：9億 m^3 に0.01億 m^3 追加]

東京ガス、東邦ガスについて、二重導管規制緩和による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。大阪ガスについて、転居や他燃料転換による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。

経営効率化 [東京：▲110億円に▲18億円、東邦：▲17億円に▲3億円、大阪：▲23億円に▲8億円、東部：▲0.3億円、西部：▲0.6億円追加]（修繕費、設備投資関連費用等の内数）

大手事業者について、実現可能性が見込める水準であると考えられる11.0%の経営効率化割合を要求。東京ガス、東邦ガスについて、これまでの効率化の取組内容や算定方法の一部が実態を正しく反映していなかったため、過大と考えられる効率化効果分は認めない。

比較査定対象ネットワーク費用 [東京：1,067億円を▲2.3億円、東邦：278億円を▲1.5億円、大阪：912億円を▲2.3億円、西部：118億円を▲0.8億円カット]

過去の供給計画上の導管延伸（新設と廃止の差）に係る実現率を踏まえ、過大と考えられる部分を減額。

需給調整費 [東京：30億円を▲7億円、東邦：6億円を▲0.4億円、大阪：17億円を▲3億円、西部：9億円を▲2億円カット]

需給調整のために確保する製造設備の容量のうち、過大と考えられる部分を減額。

修繕費 [東京：324億円を▲3億円、東邦：77億円を▲0.6億円、大阪：256億円を▲2億円、東部：2億円を▲0.1億円、西部：17億円を▲0.1億円カット]

経常修繕費について、過大と考えられる部分を減額。また、東京ガス、東邦ガスについて、ガスメーター修繕費に係る取替数量が過大と考えられる部分を減額。

設備投資関連費用 [東京：1,274億円を▲27億円、東邦：319億円を▲3億円、大阪：548億円を▲8億円、東部：40億円を▲0.7億円、西部：100億円を▲1億円カット]

既存設備（整圧器用地等）のうち不使用又は余剰となっているもの及び新規設備のうち工事計画の妥当性に欠けるもの等をベースから減額。また、これに係る減価償却費、事業報酬額等を減額。

（高経年設備投資）

東京ガスについて、ねずみ銹鉄管・バルブ駆動機等の申請数量が過大なものを減額、メインバルブ・防食設備の申請単価が過大なものを減額。

租税課金・営業外費用・控除項目 [東京：307億円を▲5億円、東邦：58億円を▲0.6億円、大阪：195億円を▲2億円、東部：5億円を▲0.1億円、西部：25億円を▲1億円カット]（事業者間精算収益を除く）

大阪ガスについて、不動産取得税等を過去3年実績から直近実績に見直し、減額。東京ガスについて、控除項目に計上すべき費目等を追加。

バイオガス調達費 [東京：0.3億円を▲0.05億円、東邦：0.1億円を▲0.01億円、大阪：0.6億円を▲0.11億円カット]

供給区域内で発生する余剰バイオガスの80%を上回る部分を減額。

需要調査・開拓費 [東京：69億円を▲43億円、東邦：20億円を▲13億円、大阪：30億円を▲7億円カット]

東京ガス、東邦ガスについて、需要調査費のうち供給区域内分及び見積額が過大と考えられる部分を減額。需要開拓費のうちすでに導管整備が相当程度進んでいる地域及び10万 m^3 以上の需要開拓に係る支払額が過大と考えられる部分を減額。

事業者間精算費 [東京：34億円に1億円反映、大阪：15億円を▲7億円カット、東部：10億円に4億円反映]

上流の特定ガス導管事業者が平成28年10月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して費用額を更新し、反映。

事業者間精算収益 [東京：▲68億円に▲1億円追加]

東京ガスについて、申請時には想定していなかった取引に係る収益を追加。

費用の配賦：レートメーカー

適正な配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認。東京ガスについて、ガス使用量「0 m^3 」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上となるよう基本料金単価等を変更。東京ガスについて、コージェネレーションシステムを使用することを要件とした割引料金は認めない。

論点II(2)

査定方針を踏まえた託送料金の申請と認可の関係

査定方針を踏まえた託送料金単価 (m³あたり)

(注) () は申請値との差異

【東京ガス】(東京地区等) 約82億円の原価削減により、20.64円程度 (▲1.25円) に圧縮

(群馬地区他) 約3億円の原価削減により、34.37円程度 (▲1.53円) に圧縮、(四街道12A地区) 約0.1億円の原価削減により、74.82円程度 (▲1.80円) に圧縮

【東邦ガス】 約19億円の原価削減により、19.15円程度 (▲0.64円) に圧縮

【大阪ガス】 約31億円の原価削減により、21.81円程度 (▲0.35円) に圧縮

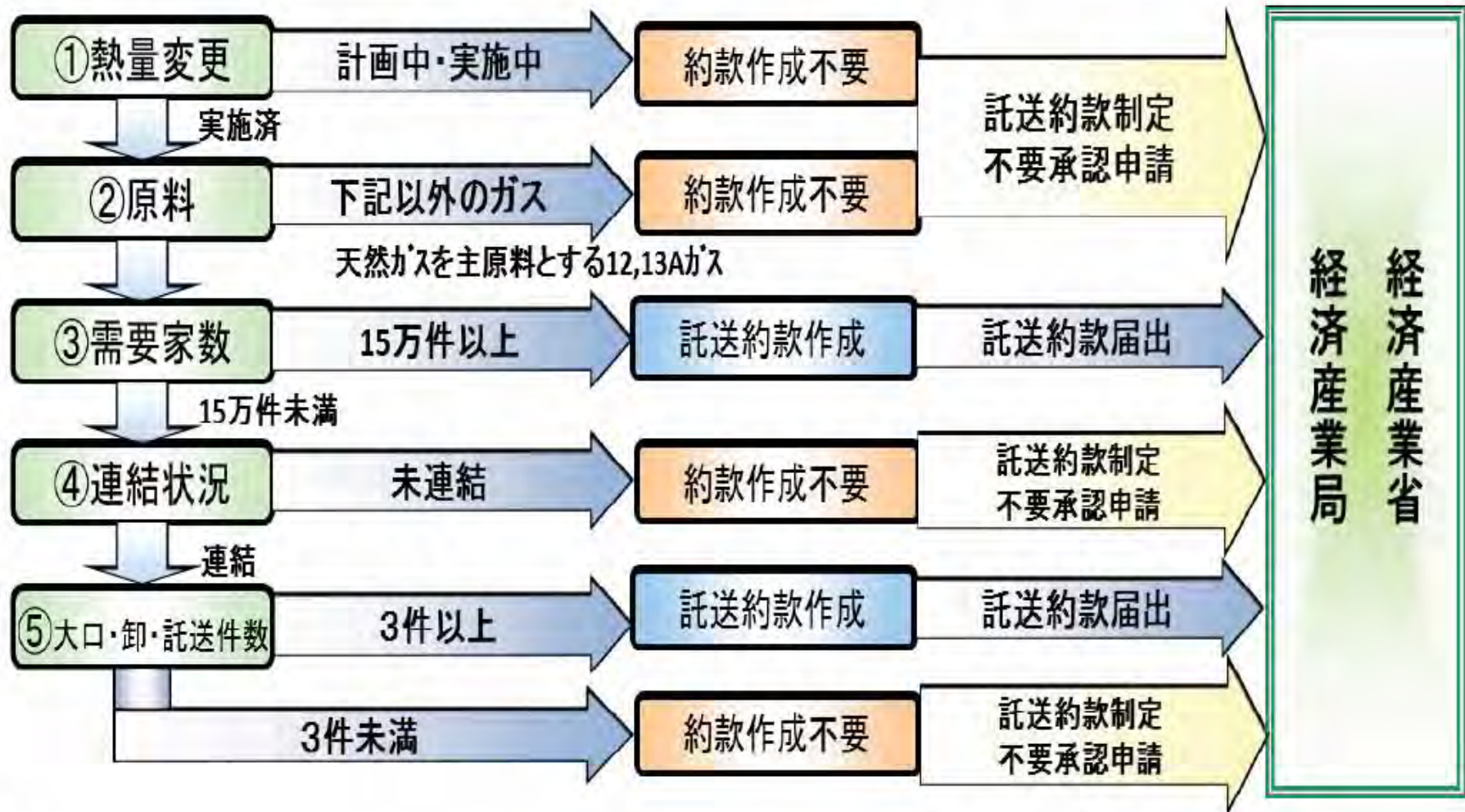
【東部ガス】(秋田地区) 約1億円の原価反映により、50.23円程度 (3.10円) に変更、(福島・茨城地区) 約2億円の原価反映により、25.81円程度 (0.70円) に変更

【西部ガス】 約5億円の原価削減により、30.33円程度 (▲0.61円) に圧縮

※1 東京ガス及び東邦ガスは、需要想定の見直し相当分が単価に影響している。 ※2 制度変更に係る費用の追加等により、申請よりも原価が増加しているものがある。

論点II(3)

託送約款を不要とすることを承認すべき事業者とは

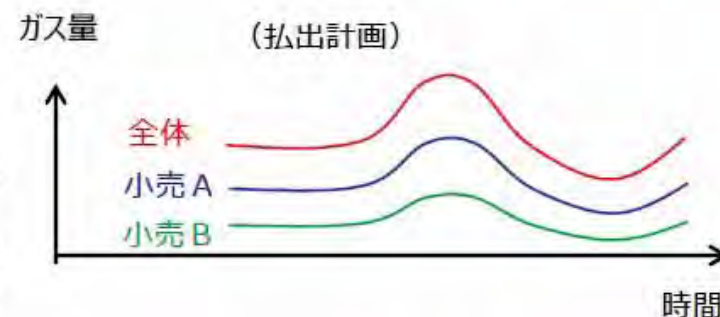


論点II(4)

ロードカーブ方式による同時同量のスケジュール感

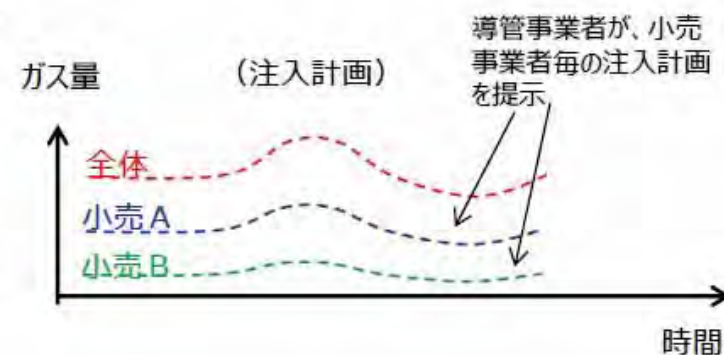
(1) 前日

- ①新規参入者及び既存事業者の小売部門（以下「小売事業者」という。）は、導管事業者に対して翌日の払出計画（需要計画）を提出。
- ②導管事業者は、提出された払出計画をもとに、導管の貯蔵機能、過去の実績・気水温、各注入ポイントの地理的特性や需要場所等を勘案しつつ、NW全体のあるべき注入計画を策定した上で、各小売事業者に対して、それぞれの注入計画を提示。



(2) 当日

- ①小売事業者は、上記（1）の1時間単位の注入計画を目指してガスを注入。
- ②導管事業者は、NW全体の圧力状態に応じて、製造事業者等に対して調整指令を実施（需給調整）。
- ③製造事業者等は、上記の調整指令に基づき、ガスの製造・注入を実施。



(3) 後日

- ①小売事業者は、導管事業者から提示された1時間単位の注入計画と、実際の注入量をもとに、導管事業者との間で精算。